

佐賀県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区	間	域
県道 佐賀外環状 線	佐賀市諸富町大字大堂字加与 丁九一番二地先から	後	二一・一 二一・〇
	佐賀市諸富町大字大堂字加与 丁九一番二地先から 佐賀市諸富町大字徳富字上大 津二一四三番地先まで	前	一七・七 一八・九
			延長 メートル
			九七六・七
			九七一・八